

(カルテの下から5行目にある「希望により2W」の記載を示されて)「希望により」というのは稲葉さんの希望により加療期間を2週間にしたということです。引っ張られて頸椎捻挫が絶対に起こり得ないとは言えませんが、私の経験ではありません。稲葉さんの通院は1日だけでした。

5 医師に対する再主尋問(松村)

アザが消える時間はどう決められるのかは、印象としてそのように思ったわけです。稲葉さんには痛みどめと胃薬と湿布薬の3種の薬を出しています。

6 次回期日 7月12日午後1時30分

(感想) 前回第5回法廷での防衛局職員に対する証人尋問において前裁判長と同様に遮蔽措置をとった結果、弁護団から柴田新裁判長らの全部の裁判官が忌避されたので、新裁判長も権力志向・出世願望のいわゆるヒラメ裁判官かと危惧されたが、本日の訴訟指揮を見るかぎり主尋問においては訴訟規則で禁止されている誘導尋問を検察官が繰り返したことに對し、金高弁護人が数回に渡って適時適切に異議をした。裁判長は一回だけ異議を却下しただけでその他は全て異議を認めて検察官の非を鳴らした。かなり骨のある訴訟指揮だったので少し安心したが、判決まで油断はできない。

吉田証人に対する検察官の主尋問においては、尋問内容自体の時的限定が不明確な質問が多かったため証人が供述に戸惑う場面が見られた。吉田証人の供述だけがおそらく検察官が山城さんたちの共謀共同正犯を基礎づける人的証拠となるものと思われるから、本日の証言自体は曖昧模範としたものであり、弁護側の反対尋問では誘導尋問も許されるので、そのあいまいな供述を明確化し、真実を導き出すことが可能である。本日の医師の供述によって、傷害の事実自体も針小棒大の虚構のストーリーが検察・警察によって作られたことが明白になった。そうすると、全面無罪の道がひらけてきそうだ。わが「完全無罪を勝ち取る会」(旧・早期釈放を求める会)は皆さんとともに一層の奮闘を誓う。

(注) 1 誘導尋問とは

尋問者が求めている答えが尋問自体に暗示されている質問のこと。「はい」、「いいえ」で答えられる尋問の仕方が多い。主尋問や再主尋問では尋問者と証人とは友好的な関係にあるから暗示に誘導されて供述する危険があるので、記憶喚起のためなどの他は刑事訴訟規則で原則的に禁止されているが、反対尋問ではそうした関係にないから、必要があるときは、誘導尋問をすることができることになっている(刑事訴訟規則199条の4第3項)。

2 吉田証人について

同人は山城さんらとの平成28年8月25日の傷害・公務執行妨害罪の共犯として起訴されたが、第1回公判において他の被告人らと公判手続きが分離されて別個に審理が進められ、判決を待つばかりとなっている。分離の理由は同人が取り調べの過程で検察・警察のストーリーをほとんど認めたことにあるのではないかとと思われる。分離された同人の公判での供述を傍聴したが、同人の性格の弱さなどから捜査によって肉体的・精神的に限界的なダメージを受け、私見では、ほとんど心身耗弱状態で自白がなされたのではないかと考えられる。

山城 博治・稲葉 博・添田 充啓

公判闘争ニュース 第3号
2017.7.10

山城博治さんたちの
完全無罪を勝ち取る会
(旧・早期釈放を求める会)

完全無罪へ、反転攻勢を!

山城博治さんは、7月6日の第6回公判の事前集会で、こう発言した。

「今日、検察側証人として吉田慈さんが証言します。彼は現場で一緒に闘ってきた仲間です。その彼を証言台に立たせるという検察の悪意に激しい怒りを覚えます。それは吉田さんの人間としての尊厳を貶めるものであり、彼の苦痛を思うといたたまれない思いがします。私は今、吉田さんを仲間として包み込むような気持ちでいます。吉田さんが自分を取り戻し、自分で立って歩けるようになってほしいと心から思います。今日は仲間として証言を聞きたいと思います。」

第6回公判は、こんな博治さんの思いが、吉田慈さんの心に響いたような法廷になった。(仲宗根勇氏の傍聴記を参照)

吉田さんは、検察側の証人にも拘わらず、博治さんたちに不利になることを一言も発しなかったばかりか、むしろ検察側の意に反する証言をし、彼らを慌てさせた。

また、同じく検察側の証人として出廷した医師は、博治さんたちに負傷させられたとする防衛局職員・稲葉が、診察した際右腕にアザはあったもののレントゲンなどの検査ではまったく異常がなく、診断書も本人の希望で全治2週間としたことを明らかにした。これらの証言は、山城博治さんと添田充啓さんを無罪に導く重要な証拠となるだろう。

検察側は、どうしても博治さんたちを重刑に処したいようだが、現実には彼らの思惑通りにはいかない。反転攻勢が始まった。



支援の仲間たちに感謝の気持ちを述べる山城博治さん
(7月6日城岳公園)

7.12 第7回公判 弁護側反対尋問始まる

いよいよ第7回公判で防衛局職員・稲葉に対する弁護側の反対尋問が行われる。

彼の証言には、沢山の嘘が含まれており、警察・検察によって捏造されたストーリーに基づいていることは明白である。

また、博治さんたちに負わされたとする「外傷性頸部症候群・右上腕打撲・全治2週間」が診察した医師の証言でまったくのでっちあげであることが曝かれた。

弁護側の徹底した追及によって、博治さんたちの逮捕がいかに不当・不法なものであったかが明らかとなるだろう。

第7回公判への皆さんの参加を心から呼びかけます。

午前11時~11時30分

中央公園

傍聴希望者への整理券
(リストバンド) 配布

正午~午後1時

城岳公園

事前集会

午後1時30分

那覇地裁

第7回公判開廷